コミュニティ活動支援事業実施要綱

（主旨）

第１条　自分たちの暮らす地域を見直し、安心して暮らせる活力ある地域づくりに向けて新たな取り組みを行うコミュニティの推進・支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実を図る。

（助成金の交付）

第２条　コミュニティ推進のための新規事業に必要な経費のうち、村長が認める経費について助成金を交付する。

（助成対象者）

第３条　助成の対象者は、各地域の自治会あるいはコミュニティの推進組織とする。ただし、同年度内における各地域からの助成対象団体は、１団体とする。

（助成基準）

第４条　５万円を上限として、必要経費の全額助成とする。

（対象経費）

第５条　報償費（講師謝金等）、印刷製本費（計画書等）、原材料費、その他村長が特に必要と認める経費とする。

（申請手続き）

第６条　助成金を受けようとする者は事前協議を行い、助成金交付申請書（様式第１号）により必要事項を記載の上、村長へ申請する。

（助成事業の決定等）

第７条　村長は申請書の内容を審査の上、助成金交付の有無及び助成額を決定し、申請者に通知する。

（実績報告等）

第８条　申請者は、交付の決定を受けた事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、３月３１日までに実績報告書（様式第２号）及び請求書（様式第３号）を提出するものとする。

（助成金の交付）

第９条　村長は、実績報告書及び請求書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、助成金を交付する。

（その他）

第１０条　その他必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。